

宮崎県公報

令和5年3月6日(月曜日) 第387号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

公 告

宮崎県告示第 174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指 定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所	指定障サービ	害 福 祉ス 事業所	指 定 障サービン	害 福 祉 ス 事 業 者	指定	サービスの
番号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類類
4510201660	訪問介護空と風	都城市金田町1960 番地 1 グランディ ールリロ 201		都城市金田町1960 番地 1 グランディ ールリロ 201	令和5年3月1日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉 サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指定障サービン	害 福 祉ス 事 業 所	指 定 障サービン	害 福 祉 ス 事 業 者	廃止	サービスの
番号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4510201280	ヘルパーステーシ ョン華陽	都城市郡元4丁目 9番地8	合同会社慈信	都城市郡元4丁目 9番地8	令和5年2月28日	居宅介護、重度 訪問介護

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 176号

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

農業共済組合検査規程(平成21年宮崎県告示第492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(検査の目的)

第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業 | 第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業 務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導 の実をあげ、もって法第2条第1項に規定する農業共済事業(以 下「農業共済事業」という。) における組合の事業運営の適正化 に資することを目的とする。

(検査の実施)

第5条 [略]

2 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。 (検杏事項)

第6条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組 合の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、知 事が特に指示したときは、当該指示により行うものとする。

第11条 [略]

(検査命令書等の交付及び携行)

- <u>第12条</u> 知事は、<u>検査員</u>に検査命令書(別記様式第1号)<u>及び</u>法第 | <u>第13条</u> 知事は、<u>検査責任者</u>に検査命令書(別記様式第1号)<u>を、</u> 209条第4項に規定する身分証明書(別記様式第2号)を交付す るものとする。
- 2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し 、前項の検査命令書を提示するとともに、検査員であることを証 <u>する身分証明書を携行</u>しなければならない。

第13条~第16条 [略]

(検査の講評)

第17条 検査員は、検査を終了するに際し、理事又は監事及びその 他の責任者に対し、口頭をもって検査中明らかとなった事項につ いて講評を行うとともに、理事又は監事から当該事項についての 意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事 由があるときは、この限りでない。

第18条~第20条 [略]

(守秘義務等)

第21条 [略]

2 検査員は、第12条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに 知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちに これを返付しなければならない。

様式第1号(第12条関係)

「略]

様式第2号(第12条関係)

「略]

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(身分証明書に関する経過措置)

改正後

(検査の目的)

務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導 の実を挙げ、もって法第2条第1項に規定する農業共済事業(以 下「農業共済事業」という。) における組合の事業運営の適正化 に資することを目的とする。

(検査の実施)

第5条 [略]

(検査事項)

第6条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組 合の業務及び会計の全てについて行うものとする。ただし、知事 が特に指示したときは、当該指示により行うものとする。

(無通告検査の原則)

第11条 検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、検査の実 効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。

第12条 「略]

(検査命令書等の交付等)

- 検査員に法第 209条第4項に規定する身分証明書(別記様式第2 号)を交付するものとする。
- 2 検査責任者は、検査の着手に際して、理事その他の責任者から 、前項の検査命令書<u>の提示を求められた場合には、これを提示</u>し なければならない。
- 3 検査員は、検査の着手に際して、第1項の身分証明書を携行し なければならない。

第14条~第17条 [略]

(検査の講評)

第18条 検査員は、検査を終了するに際し、理事又は監事及びその 他の責任者に対し、検査中明らかとなった事項について講評を行 うとともに、理事又は監事から当該事項についての意見等を聴取 するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるとき は、この限りでない。

第19条~第21条 [略]

(守秘義務等)

第22条 [略]

2 検査員は、第13条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに 知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちに これを返付しなければならない。

様式第1号(第13条関係)

「略]

様式第2号(第13条関係)

[略]

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の農業共済組合検査規程第12条第1項の規定により交付された身分証明書は、当該身分

証明書の有効期間が満了するまでの間、この告示による改正後の農業共済組合規程第13条第1項の規定により交付された身分証明書とみ なす。

宮崎県告示第 177号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第 427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

欠の表のは	女止前の欄に掲げ	る規定を同表の改正後の欄に掲げる規	見定に	ト線で示す	まように改	止する。					
		改正前					改正後				
加入区 の名称	区域	区分		加入区 の名称	Image: second control in the control	域	区分				
北浦加	[略]	1 小型機船底びき網等漁業(総	1	北浦加	[略]		1 小型機船底びき網等漁業(総				
入区		トン数10トン未満の漁船により		入区			トン数10トン未満の漁船により				
		、主として底びき網を使用して					、主として底びき網を使用して				
		営む漁業をいう。以下同じ。)					営む漁業をいう。以下同じ。)				
		のうち手操第1種漁業を主とし					のうち手操第1種漁業を主とし				
		て営む漁業及び小型まき網漁業					て営む漁業及び小型まき網漁業				
		(総トン数10トン未満の漁船に					(総トン数10トン未満の漁船に				
		より、まき網を使用して行う漁					より、まき網を使用して行う漁				
		業をいう。 <u>以下同じ。</u>)					業をいう。)				
		2~4 [略]					2~4 [略]				
		5 大型定置漁業(漁業法(昭和					5 総トン数10トン未満の漁船を				
		24年法律第 267号) 第60条第3					使用して主にひき縄漁業を行う				
		項に規定する漁業をいう。以下					<u>もの、</u> 大型定置漁業(漁業法(
		同じ。)及び小型定置漁業(内					昭和24年法律第 267号)第60条				
		水面以外の水面において網漁具					第3項に規定する漁業をいう。				
		を定置して営む漁業であって、					以下同じ。)及び小型定置漁業				
		大型定置漁業以外のものをいう					(内水面以外の水面において網				
		。以下同じ。)					漁具を定置して営む漁業であっ				
							て、大型定置漁業以外のものを				
							いう。以下同じ。)				
		6 小型漁船漁業(総トン数10ト									
		ン未満の漁船を使用して営む漁									
		業をいう。以下同じ。)であって1万が9に担ばて海業以外の									
		て1及び2に掲げる漁業以外の									
[略]		<u> </u>		[略]							
延岡市	延岡市漁業協同	1 小型漁船漁業、小型かつお漁	-	延岡市	i	業協同	1 総トン数10トン未満の漁船を				
, .		業 (総トン数10トン以上20トン			組合の地		使用して漁業を行うもの、総ト				
入区	ち旧土々呂漁業	未満の漁船により、釣りによっ		入区	ち旧延岡						
, .,	協同組合の地区	て、かつおをとることを目的と			協同組合		て主にかつお一本釣り漁業を行				
	、旧鯛名漁業協	する漁業をいう。以下同じ。)			以外の地		うもの、大型定置漁業及び小型				
	同組合の地区及	、大型定置漁業及び小型定置漁					定置漁業				
	び旧赤水漁業協	業									
	同組合の地区										
[略]				[略]							
日向市	日向市漁業協同	1 平岩支部及び梶木支部の者が		日向市	日向市漁	業協同	1 日向市梶木町及び平岩の地区				
第一加	組合の地区 <u>のう</u>	営む小型漁船漁業		加入区	組合の地	区	以外の者が行う総トン数10トン				
区	ち旧富島漁業協	2 1に掲げる支部以外の者が営					未満の漁船を使用して漁業を行				
	同組合の地区	む小型漁船漁業					<u>うもの</u>				
		3 小型まぐろ漁業(総トン数10					2 日向市梶木町及び平岩の地区				
		トン以上20トン未満の漁船によ					以外の者が行う総トン数10トン				

宮崎県公報

_				 • •		16
	日向市	日向市漁業協同	り、浮きはえ縄を使用し、又は 釣りによって、まぐろ又はかじ きをとることを目的とする漁業 をいう。以下同じ。) 4 小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型定置漁業 1 小型漁船漁業			以上の漁船を使用して主にかつ お一本釣り漁業を行うもの、総 トン数10トン以上の漁船を使用 して主にまぐろはえ縄漁業を行 うもの、大型定置漁業及び小型 定置漁業 3 総トン数10トン以上の漁船を
	第二加 入区	組合の地区のう ち旧日向漁業協 同組合の地区	2 機船船びき網漁業 (2隻の動力漁船により、船びき網を使用して営む漁業であって、総トン数が10トン以上であるものをいう。以下同じ。)			使用して主に機船船びき網漁業 を行うもの
	[略]			[略]		
	一ツ瀬	[略]	1 小型まぐろ漁業	一ツ瀬 加入区	[略]	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの
	加入区	5.4.7	2 小型漁船漁業	中部加	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を
	中部加 入区 [略]	[略]	1 機船船びき網漁業及び小型ま ぐろ漁業 2 さし網漁業(総トン数10トン 以上の漁船により、さし網を使 用して行う漁業をいう。)及び 宮崎漁業協同組合の地区の者が 営む小型漁船漁業 3 檍浜漁業協同組合の地区の者 が営む小型漁船漁業	入区	[mg]	使用して主に機船船びき網漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの2 宮崎漁業協同組合の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にさし網漁業を行うものとが終トン数10トン以上の漁船を使用して主にさし網漁業を行うもの3 億浜漁業協同組合の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの
Ш	日南市	[略]	1 [略]	日南市	[略]	1 「略〕
	第一加	r _m n1		第一加	- 43	2 総トン数10トン未満の漁船を
	71. 31.		2 小型漁船漁業			
	入区			入区		使用して漁業を行うもの
	[略]			[略]	Emt-3	d fd x Miles i Livi Market
	日南市	[略]	1 小型はえ縄等漁業(総トン数	日南市	[略]	1 総トン数20トン未満の漁船を
	第三加		10トン未満の漁船により、浮き	第三加		使用して主にまぐろはえ縄漁業
	入区		はえ縄を使用して、又は釣りに よって、主としてまぐろ又はか じきをとることを目的とする漁 業をいう。)及び小型まぐろ漁 業 2 小型定置漁業 3 小型漁船漁業であって1に掲 げる漁業以外のもの	入区		を行うもの 2 総トン数10トン未満の漁船を 使用して主にまぐろはえ縄漁業 以外の漁業を行うもの
	[四分]			r _m _{II}]		

宮崎県告示第 178号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号		の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道		田代八重綾線	東諸県郡町大字は	上俣	IΒ	16. 4~ 20. 7	26. 4
				字八反公637番:		新	16.7~	26. 4

同町同大字	
同字 638番	
4地先まで	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、今町土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役	名		氏	名		住 所	
理	事	福	丸	浩	_	都城市大岩田町6815番地3	

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号) 第5条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。 令和5年3月6日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 新宮崎県体育館 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野2206番地1

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

会長 春 山 豪 志

宮崎県宮崎市大字熊野字島山1443番地12

株式会社ジェイレック

代表取締役 加 藤 裕 之

東京都練馬区関町南1丁目12番4号

一般社団法人延岡市スポーツ協会

代表理事 末 次 稔

宮崎県延岡市東本小路 131番地5

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 設立届
- ○政党の支部
 - (ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党宮崎第二支部	上 村 信 好	森園千鶴	延岡市昭和町1丁目7-5	令和5年2月13日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代	表者	の氏	名	会計	責任	者の	氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿萬誠郎氏を応援する会	阳	萬	誠	郎	阳	萬	誠	郎	児湯郡新富町大字新田6236番地1	令和5年1月4日
今村みつお後援会	今	村	光	雄	若	杉	広	則	都城市年見町5街区24号	令和5年1月4日
うおなが崇貢後援会	魚	永	崇	貢	若	杉	広	則	東臼杵郡門川町大字門川尾末8829— 29	令和5年1月4日
かいたえこ後援会	甲	斐	妙	子	若	杉	広	則	宮崎市清武町今泉甲3828-60	令和5年1月4日
工藤たかひさ後援会	工	藤	隆	久	若	杉	広	則	延岡市浜砂2丁目6-2ファミーユ 21 206号	令和5年1月4日
こじまたかこ後援会	小	嶋	貴	子	若	杉	広	則	児湯郡川南町大字平田1340-6新橋 住宅二 225号	令和5年1月4日
山本あけみ後援会	Щ	本	珠	美	若	杉	広	則	延岡市塩浜町3丁目1751番地42	令和5年1月4日
みやた博徳後援会	佐	藤		真	早	瀬	昭	男	延岡市土々呂町4丁目4344番地	令和5年1月5日
杉田ためひさ後援会	杉	田	為	久	杉	田	為	久	小林市細野20番地	令和5年1月5日
まえはら淳一後援会	前	田		勲	前	原	淳	_	西諸県郡高原町大字広原5727番地	令和5年1月10日

令和 5 年 3 月 6 日 (月曜日) 第 387 号

宮崎県公報

まつもと良一を応援する会	久	米	宰	次	松	本	博	子	東臼杵郡門川町東栄町1丁目6番12号	令和5年1月11日
野間大輔後援会	野	間	大	輔	野	間	大	輔	宮崎市大淀1丁目3-17渡辺ビル2 階	令和5年1月12日
さかい良子後援会	酒	井	良	子	酒	井	良	子	宮崎市錦本町4-52- 504	令和5年1月12日
次世代の声 内田こういち後援会	内	田	耕	_	鈴	木	かね	おり	宮崎市清武町加納甲3004- 206	令和5年1月12日
岡本よしひろ後援会	岡	本	吉	弘	岡	本	吉	弘	宮崎市佐土原町下田島 11873-2	令和5年1月12日
黒木克彦後援会	黒	木	九	_	黒	木	克	彦	日向市東郷町山陰甲 758- 216	令和5年1月13日
黒田こうすけ後援会	本	田		宏	黒	木	美知	訂子	東臼杵郡門川町南町2-43	令和5年1月16日
森政会	森		賢	治	末	永	正	恵	えびの市大字内堅 976番地	令和5年1月16日
中村ひろし後援会	中	村	博	志	中	村	雅	代	宮崎市佐土原町下田島 11100番地	令和5年1月17日
森川春夫後援会	森	Ш	春	夫	森	Ш	直	子	東臼杵郡門川町栄ヶ丘2丁目65番地	令和5年1月17日
平たけのり後援会	平		剛	典	松	尾	香	織	日南市岩崎一丁目8-12 501	令和5年1月18日
矢野哲也後援会	矢	野	みき	き子	矢	野	恭	子	児湯郡木城町大字高城4137	令和5年1月18日
寺田泰隆後援会	寺	田	泰	隆	寺	田	美泡	少樹	東臼杵郡門川町加草4丁目21番地	令和5年1月19日
北山みゆき後援会	北	Щ	みり	 き	林		_	彦	日南市大字殿所1140番地9	令和5年1月24日
いわきり義樹後援会	岩	切	民	子	岩	切	義	樹	東臼杵郡門川町大字門川尾末8829— 10	令和5年1月24日
いぢちよしとも地域政策研究会	伊坎	也知	義	友	伊均	也知	義	友	宮崎市生目台西5丁目17-5	令和5年1月24日
日高たつひこ後援会	H	高	辰	彦	日	高	真体	左美	日向市大字平岩6449番地 234	令和5年1月25日
佐藤けんじろう後援会	佐	藤	健	欠郎	佐	藤	健心	欠郎	宮崎市上野町10-6	令和5年1月25日
宮崎新時代	西	本		誠	金	澤	昌	彦	宮崎市宮崎駅東3-7-2サーパス 青葉町第2- 401号	令和5年1月25日
共生みやざき	金	丸	勇	太	金	丸	真類	架人	宮崎市大瀬町5457	令和5年1月27日
しげいくにあき後援会	滋	井	邦	晃	野		恭	子	宮崎市上野町10番6号	令和5年1月31日
今村行信後援会	今	村	行	信	今	村	修	=	児湯郡新富町大字新田 184番地1	令和5年2月3日
みやざきの未来をつくる会	篠	原	達	明	野	呂	直	主	宮崎市学園木花台南2-1-6 黒 木通哲様方	令和5年2月3日
いきひろあき後援会	壱	岐	紘	明	鈴	木	聖	司	日向市大字塩見2638-2	令和5年2月3日
鈴木ひろや後援会	鈴	木	博	也	河	野	幸	雄	串間市大字西方3575-7	令和5年2月3日
黒木寿後援会	黒	木	常	男	黒	木	正	三	東臼杵郡門川町宮ヶ原2丁目 136番 地	令和5年2月6日
椎けいすけ後援会	椎		啓	祐	椎		千	襟	宮崎市青島2丁目8-28天龍オフィス	令和5年2月7日
黄門隊	黒	木	紹	光	黒	木	紹	光	日向市浜町3丁目29番地	令和5年2月7日
佐藤ひろき後援会	佐	藤	裕	樹	佐	藤	李	奈	日向市曽根町1丁目 192番地	令和5年2月10日
竹井としひこ後援会	竹	井	俊	彦	竹	井	俊	彦	日南市南郷町中村甲3080-9	令和5年2月13日
黒木けんじ後援会	黒	木	健	二	若	杉	広	則	日向市財光寺5382-6	令和5年2月14日
	伊均	也知		孝	宮	田	敏	明	宮崎市花山手東1丁目10-2	令和5年2月17日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代	表者	の氏	名	異	動	事	項	新	III	異動年月日
自由民主党宮崎県延岡 市第一支部	井	本	英	雄	主たる	事務	所の	所在地	延岡市小野町6892-1	延岡市恒富町1-8-14	令和4年 10月1日

				<u> </u>	ᄤ	៸ᠵ		Σ :	T IX			10 11		,	, O L	- (/, 3 ·)	/	ж 307 7
	27/-		4.17		政	治団	体	の名	3 称	参政	党宮崎第	第1支部	ĸ	参政	党宮崎	支部		令和5年
参政党宮崎第1支部	滋	井	邦	晃	主た	こる事	務所	の所	在地	宮崎	市田野	订乙959	97-3		市青島は鮮度館は			1月25日
○その他の政治団体																		
政治団体の名称	代	表者	の氏	名		異	動事	耳			弁	折				H		異動年月 日
					主た	こる事	務所	の所	在地	宮崎	市南花。	ヶ島町2	2-1	宮崎	市大塚岡	町倉ノ	下 313	
日本薬業政治連盟宮崎 県支部	Л	越	美	利	代		表		者	Ш	越	美	利	小	Л	慶	<u></u>	令和4年 4月1日
					会	計	責	任	者	大	賀	邦	充	甲	斐	弘	文	
		1.4.		Į.	代		表		者	岩	﨑	健	一 郎	宮	留	三	郎	令和4年
楠原更三後援会	岩	﨑	健一	一郎	会	計	責	任	者	楠	原	更	三	Л	野	甲	_	8月1日
いもと会	井	本	英	雄	主た	こる事	務所	の所	在地	延置	市小野	町689	2-1	延岡	市恒富岡	町1-	8 – 14	令和4年 10月1日
西原よしふみ後援会	南馬	 長越	幸	利	会	計	責	任	者	西	原	道	枝	外	山	富	美 子	令和4年 12月1日
北林幹雄後援会	平	田	逸	雄	代		表		者	平	田	逸	雄	赤	木	陽	_	令和4年 12月1日
よみやま洋司後援会	岡	田	明	利	主た	こる事	務所	の所	在地	延岡 306	市高千種	恵通3-	-2-	延岡	市柚の	木田町	ſ1307	令和4年 12月17日
輝くふるさとをよみや	^		like	ıl.	主た	こる事	務所	の所	在地	延岡	市出北 4	4 - 245	5-1	延岡地	市柚のフ	木田町1	307番	令和4年
ま洋司とつくる会	今	开	悠	生	代		表		者	今	井	悠	生	松	浦	比	露 子	12月17日
ひむか向洋会	読名	山	洋	司	主た	こる事	務所	の所	在地	延岡 306	市高千種	恵通3-	- 2 -	延岡	市柚のフ	木田町1	.307	令和4年 12月17日
前本ひさと後援会	前	本	尚	登	政;	治団	体	の名	; 称	前本	ひさと征	发援会		前本	ひさとす	育政会		令和5年 1月1日
					主た	こる事	務所	の所	在地		杵郡門』 1436-:		字門川		杵郡門』 8807-5		字門川	
宇都宮三良後援会	岩	井	隼	人	代		表		者	岩	井	隼	人	河	野	哲	也	令和5年 1月6日
					会	計	責	任	者	宇	都 宮	٤	もえ	高	橋	正	浩	
森けんじ後援会	竹ノ	'上	洋	_	会	計	責	任	者	末	永	正	恵	森		賢	治	令和5年 1月10日
河野治満後援会	牧	野	生	剛	代		表		者	牧	野	生	剛	森	山	喜	昭	令和5年 1月10日
押領司つよし後援会	富	Ш	浩	_	代		表		者	富	山	浩	_	久	米	勝	彦	令和5年 1月12日
	1-	`pnt		<i>k</i> -	代		表		者	福	澤		修	真	方	節	夫	令和5年
福澤卓志後援会	福	澤		修	会	計	責	任	者	福	澤	卓	志	福	澤		修	1月12日
田中豊和後援会	和	泉	満	義	代		表		者	和	泉	満	義	富	田	英	明	令和5年 1月13日
髙橋透後援会	田	原	義	人	会	計	責	任	者	前	田	芳	成	松	村	秀	利	令和5年 1月15日
児玉征威後援会	岡	留	実	友	会	計	責	任	者	岡	留		彰	本	田	昭	三郎	令和5年 1月20日

令和 5 年 3 月 6 日 (月曜日) 第 387 号

宮崎県公報

出口希俊後援会	戸	高	好	文	代	表	者	戸	高	好	文	黒	田	朝	明	令和5年 1月23日
成合しんや後援会 成合進也主たる事務所の所在地					日向	日向市亀崎4丁目92番地				市大字亀	令和5年 1月26日					
绛付ん 後接会					宮崎市中村西2丁目5- 12				えび(地	の市大与	內堅	976番	令和5年 2月1日			
東国原英夫後援会	東国	国原	英	夫	主た	る事務所の	の所在地	宮崎 23-	市佐土原 7	即上田	島81		市橘通東 永ビル	₹3丁目	2 –	令和5年 2月1日
東高士後援会	友	納	_	義	代	表	者	友	納	_	義	乙	津	弘	子	令和5年 2月1日
宮崎県理学療法士連盟	小	JII	哲	史	主た	る事務所の	の所在地	宮崎 8	市大塚町	7窪田33	865 —	宮崎i	市霧島 2	2丁目6	2-2	令和5年 2月1日
みやざき改革21	外	山	千	草	会	計 責	任 者	外	山	千	草	吉	田	利	正	令和5年 2月15日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	什	表者	の氏名	名	解散年月日
岩永憲明後援会	宮	Ш	勝	好	令和4年12月20日
有岡こういち後援会	有	岡	浩	_	令和4年12月26日
徳重忠夫後援会	今	Щ		努	令和4年12月30日
さとう誠後援会	佐	藤	幾	雄	令和4年12月30日
坂下春則後援会	坂	下	春	則	令和4年12月31日
小林芳彦後援会	大ク	、保	吉	勝	令和4年12月31日
緒方よしみ後援会	緒	方	正	人	令和4年12月31日
横峯良郎後援会	横	峯	良	郎	令和4年12月31日
金田てる子後援会	金	田	輝	子	令和4年12月31日
一ノ瀬良尚後援会	本	堂		賢	令和5年1月23日

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
魚永崇貢	門川町議会議員	うおなが崇貢後援会	東臼杵郡門川町大字門川尾末 8829-29	令和5年1月4日
今 村 光 雄	宮崎県議会議員	今村みつお後援会	都城市年見町5街区24号	令和5年1月4日
甲斐妙子	宮崎市議会議員	かいたえこ後援会	宮崎市清武町今泉甲3828-60	令和5年1月4日
工藤隆久	宮崎県議会議員	工藤たかひさ後援会	延岡市浜砂2丁目6-2ファ ミーユ21 206号	令和5年1月4日
小 嶋 貴 子	川南町議会議員	こじまたかこ後援会	児湯郡川南町大字平田1340- 6 新橋住宅二 225号	令和5年1月4日

宮 崎 県 公 報 令和 5 年 3 月 6 日 (月曜日) 第 387 号

Ш	本	珠	美	延岡市議会議員	山本あけみ後援会	延岡市塩浜町3丁目1751番地 42	令和5年1月4日
森		賢	治	宮崎県議会議員	森政会	えびの市大字内堅 976番地	令和5年1月16日
椎		啓	祐	宮崎市議会議員	椎けいすけ後援会	宮崎市青島2丁目8-28天龍オフィス	令和5年2月7日
佐	藤	裕	樹	日向市議会議員	佐藤ひろき後援会	日向市曽根町1丁目 192番地	令和5年2月10日
黒	木	健	<u> </u>	日向市議会議員	黒木けんじ後援会	日向市財光寺5382-6	令和5年2月14日

2 異動届

○その他の政治団体

	届出者			公職の種類	資金管理団体の名称 異 動 事 項		異	動	後	異	動	前	届出年月日			
河	野	通	博	宮崎県議会議員	河野みちひろ後援会	公職	我の種	種類		宮崎	県議会	議員	串間	市議会	議員	令和5年1月30日
井	本	英	雄	宮崎県議会議員	いもと会	主た 所名	-	事務 原	íの	延岡 92-	市小野 1	町68	延岡 - 8	市恒富 -14	町1	令和5年1月19日
読名	÷Щ	洋	司	延岡市長	ひむか向洋会	主た 所在	-	事務 列	íの		市高千		延岡:	市柚の)7	木田	令和5年2月15日

3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

	届出者				資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日		
ĺ	横	峯	良	郎	横峯良郎後援会	令和4年12月31日		

令和 5 年 3 月 6 日(月曜日) 第 387 号	宮崎	県	公	報